

【消防用設備・防災施設等の非課税の範囲】 特定防火対象物・・・消防法施行令別表第1

消防法施行令 別表第1の項	建物の用途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を含む店舗（ニ並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロに掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロに掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（ロに掲げるものを除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（(16の2)に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

※非課税が適用されるのは、上記施設の特定防火対象物に次頁の消防用設備等が設置された場合に限り
ます。

【消防用設備等及び防災施設等にかかる非課税施設一覧表】

区分	整理番号	非課税対象施設	非課税 区 分
消 防 用 設 備 等	1	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の消防用設備に係る水槽の設置部分・ポンプ室・パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る発電室・蓄電室・変電室・電気配線のシャフト部分	全部
	2	動力消防ポンプの設備の格納庫	全部
	3	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分	全部
	4	消火栓箱、消防用器具の格納箱等	全部
	5	消火薬剤の貯蔵庫等	全部
	6	避難器具の設置部分	全部
	7	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	全部
防 災 施 設 等	8	中央管理室（7の部分を除く）	1/2
	9	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	全部
		(3) (1)又は(2)以外の直接階段で避難階へ通じる階段室 (4) (1)～(3)以外の階段室（防火区画されているものに限る）	1/2
	10	廊下の部分	1/2
	11	避難階における屋外への出入口の部分	1/2
	12	非常用進入口（バルコニーを含む）	全部
	13	昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降機（機械室を含む）	全部
		(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路 （防火区画されているものに限る） (3) 吹抜部分等（防火区画されているものに限る）	1/2
	14	避難通路（主要避難通路及び補助避難通路） (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路 （大分市火災予防条例の規定により設置するもの）	全部
		(2) (1)以外の避難通路（大分市火災予防条例の規定により設置するもの）	1/2
	15	喫煙所（P.22 表の(1)もしくは(4)の建物に限る）	1/2

【大分市火災予防条例に規定する避難通路】

劇場等の 避難通路	(ア) 横に並んだいす席の基準席数(最大 20 席)以下ごとにその両側に幅 80cm 以上の縦通路(当該基準席数の 2分の1以下の席数ごとに縦通路を保有する場合、幅 60cm 以上の片側通路とすることができる) (イ) 縦に並んだいす席 20 席以下ごと及び客席部分の最前部に幅1m 以上の横通路 (ウ) ます席を設ける客席の部分は横に並んだます席2ます以下ごとに幅 40cm 以上の縦通路 ※ 以上の通路は避難口に直通のこと						
キャバレー等 及び飲食店の避難通路	客席の床面積が 150 m ² 以上の階の客席には、有効幅員 1.6m(飲食店にあつては 1.2m)以上の避難通路を、客席の各部からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。						
百貨店等の 避難通路	(ア) 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場には、下欄の区分に掲げる幅員以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。 <table><tr><td>売場又は展示場の床面積</td><td>幅員</td></tr><tr><td>150 m²以上 300 m²未満</td><td>1.2m</td></tr><tr><td>300 m²以上</td><td>1.6m</td></tr></table> (イ) 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 600 m²以上の場合には上記の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2m 以上の補助避難通路を保有しなければならない。 ※1 百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいいます。 ※2 主要避難通路とは、売場又は展示場内に幹線的に設ける通路で避難口に通じる通路をいいます。 ※3 補助避難通路とは、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じる通路をいいます。 ※4 売場とは、事務室、便所、倉庫、荷作り場、食堂部分等を除いた、客が出入りする商品の陳列販売部分をいいます。	売場又は展示場の床面積	幅員	150 m ² 以上 300 m ² 未満	1.2m	300 m ² 以上	1.6m
売場又は展示場の床面積	幅員						
150 m ² 以上 300 m ² 未満	1.2m						
300 m ² 以上	1.6m						